- 3 令和2年度における不服申立ての処理状況 (1) 行政文書開示請求に係るもの (7) 令和2年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの(88件)

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公民			
ш.7		7,7	1 / 3 12	ī	***		123 E	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 191	特定の砂防指定地内河川に架けられている全ての橋について,許可権者が橋梁の設置者に対して「行政財産上の排他的,かつ,独占的な使用権の設定」を許可していることを明らかにする文書	H17. 9. 20	H17. 11. 14	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H17. 12. 19	Н19. 7. 26	R2. 10. 14	一部認容		
(情) 192	特定の砂防指定地内河川に架けられている橋の広島県砂防指定地管理条例に基づく占用許可及び同意に関する起案文書	H17. 9. 20	H17. 11. 14	部分開示	第2号	知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н17. 12. 19	H19. 7. 26	R2. 10. 14	原処分妥当		
(情) 195	平成15年度以降の橋に対する砂防設 備占用許可の起案文書中の許可書案 文	Н17. 11. 22	H17. 12. 6	部分開示	第2号	知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H17. 12. 19	H19. 9. 27	R2. 11. 9	原処分妥当		
(情) 241	自家用車による通勤方法を届け出て いる職員の通勤届及び自動車通勤者 調査票	H18. 11. 2	Н18. 11. 30	部分開示	第2号	知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н18. 12. 10	Н19. 12. 11	R3. 2. 4	原処分妥当		
	特定の期間における東広島地域事務 所建設局竹原支局の職員の通勤届及 び自動車通勤者調査票	H18. 12. 5	Н18. 12. 15	存否応答 拒否		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 2. 12	H20. 1. 21	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 245	特定の期間における東広島地域事務 所建設局竹原支局の職員の通勤届及 び自動車通勤者調査票	Н18. 12. 11	H18. 12. 25	存否応答 拒否		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 2. 12	H20. 3. 21	R3. 2. 4	原処分妥当		

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	個人	島県情報公 、情報保護審		に対する	
ш У		1 71 11	171 H	1 174	<b>江田</b>		171 11	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 246	特定の期間における東広島地域事務 所建設局竹原支局の職員の通勤届及 び自動車通勤者調査票	Н18. 12. 18	H19. 1. 4	存否応答 拒否		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 2. 12	Н20. 3. 27	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 247	特定の期間における東広島地域事務 所建設局竹原支局の職員の通勤届及 び自動車通勤者調査票	H18. 12. 28	H19. 1. 9	存否応答 拒否		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 2. 12	Н20. 3. 27	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 248	特定の期間における東広島地域事務 所建設局竹原支局の職員の通勤届及 び自動車通勤者調査票	H19. 1. 9	H19. 1. 17	存否応答 拒否		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 2. 12	H20. 5. 30	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 252	1 特定の期間における東広島地域 事務所建設局竹原支局の職員の通勤 届及び自動車通勤者調査票 2 東広島地域事務所建設局竹原支 局庁舎敷地内職員用駐車区画の使用 に起因した使用料の徴収の要否を記 述している文書	H19. 1. 15	Н19. 1. 26	存否応答 拒否 不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 3. 11	Н20. 5. 30	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 253	1 特定の期間における東広島地域 事務所建設局竹原支局の職員の通勤 届及び自動車通勤者調査票 2 東広島地域事務所建設局竹原支 局庁舎敷地内職員用駐車区画の使用 に起因した使用料の徴収の要否を記 述している文書	H19. 1. 15	Н19. 1. 26	存否応答 拒否 不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 3. 11	Н20. 7. 14	R3. 2. 4	原処分妥当		

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	個人	島県情報公人情報保護審		に対する	
ш.7		7		1 3.0	***		7	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 254	1 特定の期間における東広島地域 事務所建設局竹原支局の職員の通勤 届及び自動車通勤者調査票 2 東広島地域事務所建設局竹原支 局庁舎敷地内職員用駐車区画の使用 に起因した使用料の徴収の要否を記 述している文書	Н19. 1. 23	H19. 2. 5	存否応答 拒否 不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 3. 11	Н21. 2. 23	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 255	1 特定の期間における東広島地域 事務所建設局竹原支局の職員の通勤 届及び自動車通勤者調査票 2 東広島地域事務所建設局竹原支 局庁舎敷地内職員用駐車区画の使用 に起因した使用料の徴収の要否を記 述している文書	H19. 1. 29	H19. 2. 9	存否応答 拒否 不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 3. 11	Н21. 9. 30	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 256	1 特定の期間における東広島地域 事務所建設局竹原支局の職員の通勤 届及び自動車通勤者調査票 2 東広島地域事務所建設局竹原支 局庁舎敷地内職員用駐車区画の使用 に起因した使用料の徴収の要否を記 述している文書	H19. 2. 6	Н19. 2. 19	存否応答 拒否 不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 3. 11	Н21. 9. 30	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 257	1 特定の期間における東広島地域 事務所建設局竹原支局の職員の通勤 届及び自動車通勤者調査票 2 東広島地域事務所建設局竹原支 局庁舎敷地内職員用駐車区画の使用 に起因した使用料の徴収の要否を記 述している文書	H19. 2. 14	H19. 2. 26	存否応答 拒否 不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 3. 11	Н21. 11. 9	R3. 2. 4	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公園		実施機関に対する	(不服申立て)決定等)
田づ		1 / 1 14	1 / 1 14	1 120	<b>江</b> 田		1 / 1	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 261	特定期間に提起された不服申立てについて,広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなかった開示決定等の全ての事案に関する経緯等が記録されている決裁文書など	H18. 9. 25	H18. 10. 31	不存在		知事(行政 情報室)	Н18. 11. 5	Н19. 4. 27	R2. 1. 16	原処分妥当	R2. 6. 25	答申どおり (棄却)
(情) 271	東広島地域事務所建設局竹原支局長の事務引継書	H19. 3. 26	H19. 4. 23	部分開示	第3号 第5号	知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 5. 13	H21. 11. 12	R3. 3. 31	一部認容		
(情) 273	自己情報不訂正決定通知書及び自己 情報訂正決定期間延長通知書に係る 起案文書	H19. 2. 27	H19. 3. 13	部分開示		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 4. 15	H19. 6. 15	R1. 7. 5	原処分妥当	R2. 7. 14	答申どおり (棄却)
(情) 277	外来者用駐輪場の利用について,職員が利用することを許可している記述がある文書外	Н19. 3. 12	Н19. 3. 26	不存在		知事(総務 部総務室)	H19. 4. 22	H19. 6. 26	H29. 12. 8	一部認容	R2. 8. 17	答申どおり (一部認容)
(情) 280	砂防指定地内普通河川原田川の特定 箇所と主要地方道大崎上島循環線と の交差地点での橋梁(構造物)の桁 下高などの規格,位置関係,設置し た時期が明示されている図面・写 真・当該設置に関する法令等の基準 を充足している根拠を記載した文 などのうち,位置関係が明示されて いる図面及び写真	H19. 5. 8	H19. 5. 25	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 6. 10	H21. 11. 12	R2. 7. 10	原処分妥当		

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公  、情報保護審			(不服申立て )決定等)
田力		十八日	十八日	1.14	Ą		十八日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 291	砂防指定地内普通河川原田川の特定 箇所と主要地方道大崎上島循環線と の交差地点での橋梁(構造物)の置 下高などの規格、位置関係、設置 た時期が明示されている図面・写 真・当該設置に関する法令等の基準 を充足している根拠を記載したま書 などのうち、別件開示請求で開示されなかった図面	Н19. 6. 11	H19. 6. 21	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 6. 24	Н22. 1. 13	R2. 7. 10	原処分妥当		
(情) 292	砂防設備の占用許可申請並びにその 承認の事実を記載している行政文書	H19. 6. 18	H19. 6. 28	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 7. 8	H22. 3. 9	R2. 10. 14	原処分妥当		
(情) 301	停職6か月の懲戒処分を受けた特定 の県職員による時間外手当の不正受 給に関する文書	H19. 6. 10	Н19. 8. 9	不開示	第2号	知事(総務 部行政情報 室)	H19. 8. 19	H19. 9. 27	Н30. 12. 10	原処分妥当	R2. 7. 27	答申どおり (棄却)
(情) 302	停職6か月の懲戒処分を受けた特定 の県職員による時間外手当の不正受 給に関する文書	H19. 6. 10	H19. 8. 9	不存在		知事(総務 部行政情報 室)	Н19. 8. 19	H19. 9. 27	Н30. 12. 10	認容	R2. 7. 27	答申どおり (認容)
(情) 307	砂防室長が作成した事務引継書	H19. 8. 20	Н19. 8. 31	部分開示	第2号	知事(砂防室)	H19. 10. 14	H22. 5. 26	R2. 10. 28	一部認容	R3. 2. 26	答申どおり (一部認容)
(情) 317	Boxカルバートを使用した理由が 記載された文書等	H19. 10. 1	Н19. 11. 15	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 11. 18	H22.11.8	R2. 10. 14	原処分妥当		
(情) 318	Boxカルバートを使用した理由が 記載された文書等	H19. 10. 1	Н19. 11. 15	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 11. 18	Н23. 2. 2	R2. 10. 14	原処分妥当		

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公  、情報保護審		実施機関に対する	(不服申立て )決定等)
田力		十八日	一八1日	1 1/4	在田		十八日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 319	Boxカルバートを使用した理由が 記載された文書等	H19. 10. 1	Н19. 10. 31	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н19. 11. 18	H22. 5. 26	R2. 10. 14	原処分妥当		
(情) 326	特定日の行政文書不存在通知書の 「請求する行政文書の件名又は内 容」を勝手に変更した経緯及び法的 根拠	Н19. 12. 11	H19. 12. 25	不存在		知事(総務 部総務室)	H20. 1. 27	Н20. 2. 6	Н30. 6. 19	原処分妥当	R2. 8. 17	答申どおり (棄却)
(情) 351	行政文書開示請求却下決定通知書の 発送方法を配達記録扱いとした根拠 が記載されている規定又は決裁文書 など	Н20. 3. 18	H20. 3. 28	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H20. 4. 20	Н23. 2. 2	R2. 6. 10	原処分妥当	R3. 5. 10	答申どおり (棄却)
(情) 356	B o x カルバートにしたことが止むを得なかった理由,付加した管理部分の状況について記載されている文書	Н20. 4. 3	H20. 4. 16	不存在		知事(広島 地域事務所 建設局廿日 市支局)	H20. 4. 29	H20. 5. 27	Н31. 3. 1	一部認容	R3. 2. 25	答申どおり (一部認容)
(情) 357	行政文書開示請求却下決定通知書の 発送方法を配達記録扱いとせず,通 常郵便扱いとした根拠等が記載され ている規程又は決裁文書などの行政 文書	H20. 3. 18	H20. 3. 31	不存在		知事(東広 島地域事務 所建設局)	H20. 4. 20	Н23. 3. 7	R2. 6. 10	原処分妥当	R3. 5. 10	答申どおり (棄却)
(情) 360	文書の発送方法を配達記録とせず, 普通郵便扱いとした根拠が記載され ている規程及び決裁文書	Н20. 1. 15	Н20. 1. 29	不存在		知事(行政 情報室)	H20. 2. 17	H20. 5. 30	R1. 10. 18	原処分妥当	R2. 6. 26	答申どおり (棄却)
(情) 364	行政文書開示請求却下決定通知書の 発送方法を通常郵便扱いとした根拠 が記載されている規程又は決裁文書 などの行政文書	H20. 3. 18	H20. 3. 28	不存在		知事(呉地 域事務所建 設局)	H20. 4. 20	H23. 4. 13	R2. 6. 10	原処分妥当		

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公民		実施機関に対する	(不服申立て)決定等)
ш.7		123 E	7,7	1 374	***		1 /3 [	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 365	東広島地域事務所長の事務引継書	H20. 4. 3	H20. 4. 16	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事(東広 島地域事務 所総務局)	H20. 5. 18	H23. 12. 8	R2. 10. 28	一部認容		
(情) 366	平成20年4月現在の東広島地域事務 所建設局竹原支局長の事務引継書	H20. 4. 3	H20. 4. 16	部分開示	第3号 第5号	知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H20. 5. 18	Н30. 8. 31	R3. 3. 31	一部認容		
(情) 367	土木部長が特定日に国土交通省と 行った打合せ及び報告に係る具体的 な内容が記載された文書	H20. 5. 1	H20. 5. 15	不存在		知事(土木 総務課)	H20. 6. 1	H20. 6. 10	Н30. 9. 11	原処分妥当	R2. 11. 17	答申どおり (棄却)
(情) 390	停職6か月の懲戒処分を受けた特定 の県職員による時間外手当の不正受 給に関する文書	H20. 8. 31	H20. 9. 16	不開示	第2号 第6号	知事(行政 情報室)	H20. 9. 23	H20. 10. 8	Н30. 12. 10	一部認容	R2. 7. 27	答申どおり (一部認容)
(情) 415	広島県内の一級河川指定区間,二級河川及び砂防指定地内河川において,新規に橋の設置を許可した事例のうち,既設の隣接橋との距離が10メートル未満であると記載されたものに係る文書	H17. 6. 6	Н17. 6. 20	不存在		知事(砂防 室)	H17.7.5	H19. 3. 5	R3. 2. 4	認容	R3. 3. 31	答申どおり (認容)
(情) 416	広島県内の一級河川指定区間,二級河川及び砂防指定地内河川において,新規に橋の設置を許可した事例のうち,既設の隣接橋との距離が10メートル以上20メートル未満であると記載されたものに係る文書	H17. 6. 6	Н17. 6. 20	不存在		知事(河川 管理室,砂 防室)	H17. 7. 5	H18. 5. 10 H19. 3. 5	R3. 2. 4	認容	R3. 3. 31	答申どおり (認容)

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日	個人	島県情報公民		に対する	
ш		1 24 1.	1 24 1.	I	- 12.		1 / 4 1 .	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 417	広島県内の一級河川指定区間,二級河川及び砂防指定地内河川において,新規に橋の設置を許可した事例のうち,既設の隣接橋との距離が20メートル以上30メートル未満であると記載されたものに係る文書	H17. 6. 6	H17. 6. 20	不存在		知事(河川 管理室,砂 防室)	H17. 7. 5	H18. 9. 15 H19. 3. 26	R3. 2. 4	認容	R3. 3. 31	答申どおり (認容)
(情) 418	広島県内の一級河川指定区間,二級河川及び砂防指定地内河川において,新規に橋の設置を許可した事例のうち,既設の隣接橋との距離が30メートル以上50メートル未満であると記載されたものに係る文書	H17. 6. 6	H17. 6. 20	不存在		知事(河川 管理室,砂 防室)	H17. 7. 5	H18. 11. 24 H19. 4. 27	R3. 2. 4	認容	R3. 3. 31	答申どおり (認容)
(情) 419	広島県内の一級河川指定区間,二級河川及び砂防指定地内河川において,新規に橋の設置を許可した事例のうち,既設の隣接橋との距離が50メートル以上80メートル未満であると記載されたものに係る文書	H17. 6. 6	H17. 6. 20	不存在		知事(河川 管理室,砂 防室)	H17. 7. 5	H18. 11. 27 H19. 6. 15	R3. 2. 4	認容	R3. 3. 31	答申どおり (認容)
(情)	広島県内の一級河川指定区間, 二級河川及び砂防指定地内河川において, 新規に橋の設置を許可した事例のうち, 既設の隣接橋との距離が80メートル以上100メートル未満であると記載されたものに係る文書	H17. 6. 6	H17. 6. 20	不存在		知事(河川 管理室,砂 防室)	H17.7.5	H18. 12. 26 H19. 7. 26	R3. 2. 4	認容	R3. 3. 31	答申どおり (認容)

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公民		実施機関に対する	(不服申立て う決定等)
田力		十八日	十八日	1.144	在田		十八日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 482	1 特定の期間における東広島地域 事務所建設局竹原支局の職員の自動 車登録番号などを確認している文書 2 東広島地域事務所建設局竹原支 局庁舎敷地内職員用駐車区画の使用 に起因した使用料の徴収の実績を確 認している文書	H21.1.6	Н21. 1. 19	部分開示 不存在	第2号	知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	Н21. 3. 22	H21. 4. 9	R3. 2. 4	一部認容		
(情) 486	1 特定の期間における東広島地域 事務所建設局竹原支局の職員の通勤 届及び自動車通勤者調査票 2 東広島地域事務所建設局竹原支 局庁舎敷地内職員用駐車区画の使用 に起因した使用料の徴収の要否を記 述している文書	Н21. 3. 24	H21. 4. 7	存否応答 拒否 不存在		知事(西部 総務事務所 東広島支 所)	Н21. 5. 31	Н30. 8. 29	R3. 2. 4	原処分妥当		
(情) 496	広島県庁の職員駐車場を休日に利用 した知事部局に所属する職員に係る 時間外勤務命令簿	H21. 3. 31	H21. 4. 14	不開示	第2号	知事(行政 情報室)	H21. 5. 31	H21. 9. 30	R1. 6. 3	一部認容	R2. 6. 25	答申どおり (一部認容)
(情) 498	平成19年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況において,「〇〇」等の表示を行なった経緯,その理由及び法的根拠などを記載した文書	H21. 4. 26	H21. 5. 19	不存在		知事(行政 情報室)	H21. 6. 28	H21. 9. 30	Н30. 12. 26	原処分妥当	R2. 7. 7	答申どおり (棄却)
(情) 509	特定期間に提起された不服申立てについて,広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなかった開示決定等の全ての事案に関する経緯等が記録されている決裁文書など	Н18. 9. 25	H18. 10. 31	不存在		知事(東部 建設事務 所)	Н18. 11. 5	H21. 11. 11	R2. 1. 16	原処分妥当	R2. 11. 30	答申どおり (棄却)

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公民			(不服申立て )決定等)
田力		十八日	十八日	1.144	Ħ		十八日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 532	情報公開制度及び個人情報保護制度 の運用状況において,「〇〇」とい う表示を行った根拠,又は,行わな かった根拠を確認できる文書	H21. 10. 12	H21. 10. 28	不存在		知事(行政 情報室)	H21.11.1	Н22. 3. 31	Н30. 12. 26	原処分妥当	R2. 7. 7	答申どおり (棄却)
(情) 533	情報公開制度及び個人情報保護制度 の運用状況において,「〇〇」とい う表示を行った根拠,又は,行わな かった根拠を確認できる文書	H21. 10. 18	H21. 10. 30	不存在		知事(行政 情報室)	H21.11.1	Н22. 3. 31	Н30. 12. 26	原処分妥当	R2. 7. 7	答申どおり (棄却)
(情) 534	情報公開制度及び個人情報保護制度 の運用状況において、開示請求書に 記載された文字のとおりそのまま表 示した根拠を確認できる文書	H21. 11. 1	H21. 11. 6	不存在		知事(行政 情報室)	Н21. 11. 15	H22. 3. 31	Н30. 12. 26	原処分妥当	R2. 7. 7	答申どおり (棄却)
(情) 535	情報公開制度及び個人情報保護制度 の運用状況において、開示請求書に 記載された文字のとおり表示した根 拠を確認できる文書	H21. 11. 1	H21. 11. 6	不存在		知事(行政 情報室)	Н21. 11. 15	Н22. 3. 31	Н30. 12. 26	原処分妥当	R2. 7. 7	答申どおり (棄却)
(情) 600	特定期間に作成され,又は取得した 駐車整理票	H22. 11. 16	H22. 11. 30	不存在		知事(総務課)	H22. 12. 6	Н30. 9. 4	R2. 7. 22	原処分妥当		
(情) 601	特定期間に作成され,又は取得した 駐車整理票	H22. 11. 22	H22. 12. 2	不存在		知事(総務課)	H22. 12. 6	Н30. 9. 27	R2. 7. 22	原処分妥当		
(情) 602	特定期間に作成され,又は取得した 駐車整理票	H22. 11. 25	H22. 12. 2	不存在		知事(総務課)	H22. 12. 6	Н30. 10. 17	R2. 7. 22	原処分妥当		
(情) 603	特定期間に作成され,又は取得した 駐車整理票	H22. 11. 26	H22. 12. 2	不存在		知事(総務課)	H22. 12. 6	Н30. 12. 25	R2. 7. 22	原処分妥当		
(情) 604	特定期間に作成され,又は取得した 駐車整理票	H22.11.30	H22. 12. 10	不存在		知事(総務課)	H22. 12. 13	Н30. 12. 28	R2. 7. 22	原処分妥当		

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公民		実施機関に対する	(不服申立て )決定等)
田力		1 / 7 11	1 71 日	1.171.	T H		1 71 日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(情) 605	特定期間に取得した駐車整理票	H22. 9. 6 H22. 9. 14 H22. 9. 21 H22. 9. 27	H22. 10. 29 H22. 11. 12 H22. 11. 19	部分開示 不存在	第2号	知事(総務課)	H22. 12. 20	H31. 3. 7 H31. 4. 19 R1. 5. 7 R1. 7. 22	R2. 7. 22	原処分妥当		
(情) 606	特定期間に取得した駐車整理票	H22.10.18	H22. 12. 2 H22. 12. 10 H22. 12. 16 H22. 12. 20	部分開示	第2号	知事(総務課)	Н23. 1. 4	Н23. 3. 7	R2. 7. 22	原処分妥当		
(情) 637	特定期間に取得した駐車整理票	H22. 11. 1 H22. 11. 5 H22. 11. 8 H22. 11. 9 H22. 11. 10 H22. 11. 11 H22. 11. 12	H22. 12. 28 H23. 1. 4 H23. 1. 6	部分開示	第2号	知事(総務課)	H23. 1. 30	Н23. 3. 28	R2. 7. 22	原処分妥当		
(情) 644	情報公開制度及び個人情報保護制度 の運用状況において,「部分開示」 という表示を行った根拠が具体的に 確認できる文書	H22. 6. 27 H22. 7. 4	H22. 7. 13	不存在		知事(総務課)	H22. 7. 19	H23. 3. 31	Н30. 12. 26	原処分妥当	R2. 7. 7	答申どおり (棄却)
(情) 653	情報公開制度及び個人情報保護制度 の運用状況のうち,「施行」という 誤った表示にした根拠を具体的に確 認できる文書	H22. 12. 27	Н23. 1. 7	不存在		知事(総務課)	Н23. 2. 7	H23. 3. 31	Н30. 12. 26	原処分妥当	R2. 7. 7	答申どおり (棄却)
23(情) 1	特定の部署においては特定記録(配達記録)扱いで発送し、それ以外の各部署では普通郵便扱いで発送するという判断がそれぞれ適正なものであるという根拠が記載されている文書	Н23. 3. 22	Н23. 3. 29	不存在		知事(総務課)	H23. 4. 4	H23. 4. 13	R1. 10. 18	原処分妥当	R2. 4. 8	答申どおり (棄却)

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定       年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公  、情報保護審			(不服申立て )決定等)
田力		十八口	十八日	r 1/ <del>1</del>	建田		十八日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
23(情) 41	県職員に対して懲戒処分や人事上の 厳重注意処分などを行ったことが分 かる文書	H23. 3. 29	H23. 4. 7	存否応答 拒否		知事(人事課)	Н23. 5. 9	H23. 6. 13	R2. 8. 24	原処分妥当	R2. 10. 14	答申どおり (棄却)
23(情) 56	他の市町に関する具体的な使用実態,行政指導の事実関係が確認できる文書等	Н23.7.5	H23. 7. 15	不存在		知事(東部 建設事務所 三原支所)	Н23. 7. 19	H23. 8. 9	R3. 2. 1	原処分妥当		
	他の市や町が砂防河川をBoxによる 縦断占用により、川を覆った状態で 道路として使用している実態の概要 等	H23. 7. 19	Н23. 8. 2	不存在		知事(東部 建設事務所 三原支所)	H23. 8. 22	H23. 9. 12	R3. 2. 1	原処分妥当		
23(情) 64	尾道市山波町にある砂防指定地内河 川「浜田川」に設置されたBoxカル バート部及び床版部に関する文書	H23. 7. 19	H23. 8. 2	不存在		知事(東部 建設事務所 三原支所)	H23. 8. 22	H23. 9. 12	R3. 2. 1	原処分妥当		
23(情) 65	尾道市山波町にある砂防指定地内河 川「浜田川」に設置されたBoxカル バート部及び床版部に関する文書	H23. 7. 19	H23. 8. 2	不存在		知事(東部 建設事務所 三原支所)	H23. 8. 22	H23. 9. 12	R3. 2. 1	原処分妥当		
23(情) 75	特定の部署が発送した開示決定等に 関する文書に係るそれぞれの実績 (発送日,郵便料金,郵送区分等)及 び特定記録などの郵送区分を判断す ることについてそれを承認した事実 が確認できる文書	Н23. 11. 7	H23. 11. 9	不存在		知事(総務課)	Н23. 12. 5	Н23. 12. 8	R1. 10. 18	原処分妥当	R2. 4. 8	答申どおり (棄却)
23(情) 83	理由説明書に記載した内容の根拠を 確認できる文書	H23. 11. 4	H23. 11. 18	不存在		知事(人事課)	Н23. 11. 21	H24. 2. 3	R2. 11. 9	原処分妥当	R3. 3. 23	答申どおり (棄却)

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公民		実施機関に対する	(不服申立て う決定等)
田 7		1 /1 1	1 / 1 1-	1 1,1	7.H		1 / 1	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
23(情) 84	非常勤職員の免職の事実を発表した 際の質疑応答記録	Н23. 11. 7	H23. 11. 21	不存在		知事(人事課)	H23. 12. 5	H24. 2. 3	Н30. 11. 15	原処分妥当	R2. 9. 10	答申どおり (棄却)
	他の市や町が砂防河川をBoxによる 縦断占用により、川を覆った状態で 道路として使用している実態の概要 等	H23. 7. 19	Н23. 8. 1	不存在		知事(道路 河川管理 課)	Н23. 8. 22	H24. 3. 5	R3. 2. 1	原処分妥当	R3. 3. 31	答申どおり (棄却)
23(情) 105	理由説明書に記載した内容の根拠を 確認できる文書など	Н23. 11. 4	H23. 11. 18	不存在		知事(総務課)	Н23. 11. 21	H24. 3. 16	R2. 11. 9	原処分妥当	R2. 12. 17	答申どおり (棄却)
30(情) 11	聞取票,起案文書	Н30. 4. 19	Н30. 5. 17	部分開示	第2号 第3号 第6号	知事(こど も家庭課)	Н30. 7. 7	Н30. 10. 17	R1. 9. 3	一部認容	R2. 7. 15	答申どおり (一部認容)
31(情) 1	高速5号線シールドトンネル工事に 係る見積書及び工事費内訳書	Н30. 10. 30	Н30. 11. 13	部分開示	第3号	広島高速道 路公社	Н30. 11. 27	H31. 4. 19	R2. 3. 31	原処分妥当	R2. 5. 25	答申どおり (棄却)
1(情) 2	特定期間に,県庁職員による斜め横 断につき知事及び人事課・総務課が 検討及び発言したことが分かる全て の文書	Н31. 1. 24	Н31. 2. 6	不存在		知事(人事課)	Н31. 2. 8	R1. 5. 7	R1. 11. 26	原処分妥当	R2. 9. 11	答申どおり (棄却)
1(情) 3	様式-2 (急) 基礎調査調書 (1/4) の「地質の状況」欄記載の 数値(土質定数を除く) で実測しな ければ分らない値を記載した同調書 (1/4) の例	R1. 5. 25	R1. 6. 10	不存在		知事(砂防課)	R1. 6. 12	R1. 7. 22	R2. 2. 12	原処分妥当	R2. 7. 21	答申どおり (棄却)

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定       年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公民		実施機関に対する	(不服申立て )決定等)
田力		十八日	十八日	1.144	<b>在</b> 国		十八日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
1(情) 4	行政書士会会員に係る措置要求書	Н30. 12. 26	Н31. 1. 18	部分開示	第2号 第3号 第5号	知事(総務課)	Н31. 2. 12	R1. 9. 11	R2. 4. 7	原処分妥当	R2. 10. 9	答申どおり (棄却)
1(情) 5	情報公開グループ職員の起案した全 文書	R1. 5. 10	R1. 5. 27	不開示 (形式上 の不備)		知事(総務課)	R1. 7. 29	R1. 10. 7	R2. 7. 21	原処分妥当	R2. 11. 25	答申どおり (棄却)
1(情) 6	特定日に発生した自動二輪車と普通 乗用自動車との間の事故に関する物 件事故報告書	Н31. 3. 28	Н31. 4. 11	部分開示	第2号 第4号 第6号	警察本部長	R1. 7. 12	R1. 10. 9	R2. 4. 8	原処分妥当	R2. 5. 27	答申どおり (棄却)
1(情) 7	世日市警察署と世日市市との間の何らかの「合意事項」又は「取決め」に基づき、市域住民による世日市市に対する様々な要求等に関するもの及び市域住民を警察が被疑者として身柄拘束した事後のことに関して、世日市警察署が行った意思決定の内容が記載された行政文書	Н31. 3. 26	Н31. 4. 26	不存在		警察本部長	R1. 7. 24	R1. 10. 23	R2. 9. 25	原処分妥当	R2. 10. 28	答申どおり (棄却)
1(情) 8	広島県職員による庁舎と市民病院庁舎と県警察本部間の斜め横断が改善した事実及び検討がされたことが分かる全ての文書	R1. 5. 10	R1. 5. 21	不存在		知事(総務課)	R1. 7. 29	R1. 10. 31	R2. 8. 20	原処分妥当	R2. 9. 15	答申どおり (棄却)
1(情) 9	特定日の警察本部長車の運転日誌	R1. 6. 28	R1. 7. 5	不存在		警察本部長	R1. 7. 29	R1. 11. 13	R2. 10. 14	原処分妥当	R2. 11. 11	答申どおり (棄却)
1(情) 10	総務局長の起案した文書	R1. 5. 10	R1. 7. 10	不存在		知事(人事課)	R1. 7. 29	R1. 12. 4	R2. 9. 25	原処分妥当	R3. 1. 8	答申どおり (棄却)
1(情) 11	厳島港宮島口地区旅客ターミナル設 計プロポーザルコンペ応募作品	R1. 8. 22	R1. 10. 16	不開示	第3号	知事(営繕課)	R1. 11. 12	R2. 1. 22	R2. 12. 4	原処分妥当	R2. 12. 25	答申どおり (棄却)

諮問番号	対象行政文書名 (略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公民		に対する	(不服申立て う決定等)
ш 🐧		1 / 4 1 .	1 / 4 1 .	I	Ţ		1 / 3 1 .	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
2(情) 1	広島県警車両の運行記録及び搭載カメラ等による映像,録音等の記録一 式等	R2. 1. 15	R2. 2. 20	存否応答 拒否		警察本部長	R2. 2. 26	R2. 5. 27	R3. 2. 1	原処分妥当	R3. 3. 3	答申どおり (棄却)
_	重度心身障害者医療費補助条例準則の決裁書類及び直近の準則等	R2. 1. 20	R2. 1. 30	決定期間 延長		知事(障害者支援課)	R2. 4. 22	_	_	_	R2. 7. 20	却下

## (イ) 令和2年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(11件)

諮問	対象行政文書名(略称)	開示請求	決定	決定	不開示	実施機関	不服申立		島県情報公 情報保護審		実施機関	(不服申立て (決定等)
番号	N 家们 以 义 音 石 (	年月日	年月日	内容	理由	<b>关</b>	年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
2(情) 1 (再掲)	広島県警車両の運行記録及び搭載カメラ等による映像,録音等の記録一式等	R2. 1. 15	R2. 2. 20	存否応答 拒否		県警察本部	R2. 2. 26	R2. 5. 27	R3. 2. 1	原処分妥当	R3. 3. 3	答申どおり (棄却)
2(情) 2	・道路交通法違反を優先・下位法から判断できる整合性・論理性・法理性の分かる資料等・警察管内の不祥事に対し再発防止策や市民との信頼関係を取り戻す内実の分かる資料等・特定人のスピード違反教唆の問題解決の分かる資料等	R2. 1. 6	R2. 2. 5	不存在 部分開示 存否応答 拒否	第6号	県警察本部	R2. 2. 19	R2. 7. 8	R3. 7. 26	原処分妥当		
2(情) 3	自家用車等により出張した県職員が 県庁外来用駐車場を利用又は利用す る可能性があったことに関する記録	H18. 2. 26	R1. 12. 25	不存在		知事(総務課)	R2. 3. 23	R2. 7. 14				
2(情) 4	広島県情報公開・個人情報保護審査 会が開示請求文書が存在するにもか かわらず不存在としたことは妥当で あるとした広情個審第3号	R2. 4. 20	R2. 5. 7	不存在		知事(総務課)	R2. 5. 17	R2. 8. 7	R3. 9. 8	認容		

諮問	対象行政文書名(略称)	開示請求	決定	決定	不開示	実施機関	不服申立		島県情報公園、情報保護審		実施機関に対する	(不服申立て 決定等)
番号	对家们以又音石(哈你)	年月日	年月日	内容	理由	<b>关</b>	年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
2(情) 5	特定処分場に関する許可に係る全ての文書	R2. 4. 24	R2. 5. 14	部分開示	第3 第3 第4 第6 7	知事(東部 厚生環境事 務所)	R2. 7. 6	R2. 10. 7				
2(情) 6	特定年度の教員採用試験に係る選考 基準,筆記試験解答,採点,面接試 験,問題作成,試験実施に関する文 書	R2. 6. 30	R2. 8. 25	部分開示	第6号	教育委員会	R2. 9. 7	R2. 11. 26				
2(情) 7	特定日の調停に係る復命書	R2. 7. 20	R2. 9. 14	部分開示	第1号 第2号 第6号	知事(就農 支援課)	R2. 10. 5	R2. 12. 16				
2(情) 8	特定期間に変更した広島県動物愛護 センターによる収容犬の処分方針に ついて、県内の動物愛護団体に説明 又は協議した事実及びその内容等を 記す文書一式	R2. 7. 5	R2. 7. 29	部分開示		知事(食品生活衛生課)	R2. 8. 21	R3. 1. 13				
	特定期間に岡山県動物愛護センターから特定団体の立入調査及び指導について報告を受けた文書及びそれについての対応をセンター内及び県庁内,特定団体等と連絡,協議した記録一式	R2. 7. 20	R2. 7. 30	部分開示			R2. 8. 21	R3. 1. 13				

諮問	対象行政文書名(略称)	開示請求	決定	決定	不開示	実施機関	不服申立		島県情報公  、情報保護審		実施機関(に対する	(不服申立て 決定等)
番号	对家们以又盲石(附例)	年月日	年月日	内容	理由	<b>天</b>	年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
2(情) 10	特定団体の建設業許可申請書の様式 7号(経営業務の管理責任者証明 書),様式8号(専任技術者証明 書),様式9号(実務経験者証明 書),上記書類に付随する文書	R2. 7. 6	R2. 7. 22	部分開示	第2号第3号第6号	知事(建設産業課)	R2. 10. 14	R3. 1. 28				
	都市計画法6条1項でいう基礎調査により、略図に示す区域面積及び逐条問答都市計画法の運用第2次改訂版の7条の説明にある「すでに市街地を形成している区域の建築物の敷地その他これに類するものの面積の合計」に関する文書	R2. 7. 1	R2. 7. 16	不存在		知事(都市計画課)	R2. 10. 15	R3. 3. 12				

(ウ) 令和2年度中に審査請求の取下げがあったもの(3件)

諮問番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		品県情報公 情報保護審		実施 (不服申立 る決定	とてに対す	
留り		十万日	十万口	P P P	<b>华</b> 四		十九日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容	
_	地方自治法第245条の6の規定による 是正の勧告に係る ①起案・決裁の稟議書 ②それに附属する全ての資料 ④呉市職員の陳述の聞取を記録した 文書 ⑤③及び④の課長の閲覧印が押印さ れた文書	R2. 3. 27	R2. 4. 10	部分開示	第2号	知事(市町 行財政課)	R2. 4. 15	R2. 6. 25審査請求取り下げ					
_	地方自治法第245条の6の規定による 是正の勧告に係る ③呉市の対応について呉市から提出 された全ての資料	R2. 3. 27	R2. 4. 10	不存在		知事(市町 行財政課)	R2. 4. 15	5 R2. 6. 25審査請求取り下げ					
_	2021年度使用中学校教科書採択に係 る,選定審議会会議録に発言者名の 記載してあるもの	R2. 11. 18	R2. 11. 26	不存在		教育委員会	R2. 12. 2	2.2 R3.3.18審査請求取り下げ					

(2) 保有個人情報開示請求に係るもの (7) 令和2年度中に広島県情報公開・個人情報保護審査会が答申を行ったもの又は実施機関が裁決若しくは決定を行ったもの(11件)

諮問	対象行政文書名(略称)	開示請求	決定	決定	不開示	実施機関	不服申立		島県情報公  、情報保護審		実施機関	(不服申立て)決定等)
番号	对家们以又盲右(咍彻)	年月日	年月日	内容	理由	<b>天</b>	年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
(個) 11	聞取事項報告書の全ての記録	H18. 12. 8	H19. 2. 8	不訂正		知事(東広 島地域事務 所建設局竹 原支局)	H19. 2. 27	H19. 4. 2	R1. 7. 5	原処分妥当	R2. 7. 14	答申どおり (棄却)
(個) 13	異議申立人が提起した異議申立てに 関して,広島県情報公開・個人情報 保護審査会に諮問しないことを決定 した法的根拠などを明記した決裁文 書及び諮問しないと判断した理由な どを県職員が付記している場合の当 該異議申立書の写しなど	H18. 10. 11	H18. 10. 25	不存在		知事(行政 情報室)	H18. 11. 5	H19. 4. 27	R2. 1. 16	原処分妥当	R2. 6. 25	答申どおり (棄却)
(個) 14	広島県情報公開・個人情報保護審査 会あててに提出した質問書に関して 行った具体的な措置の記録	H18. 12. 7	H19. 1. 5	不訂正		知事(行政 情報室)	Н19. 1. 15	H19. 4. 27	R1. 7. 5	原処分妥当	R2. 6. 26	答申どおり (棄却)
30(個) 8	特定施設で起きた医療ミスに対する 資料全部 児童福祉法第33条の16に沿って公表 したのかの有無	Н30. 5. 9	H30. 6. 21	部分開示	第3号第6号	知事 (こど も家庭セン ター)	Н30. 7. 7	Н30. 9. 18	R1. 12. 2	一部認容	R2. 5. 7	答申どおり (一部認容)
1(個) 1	DV及び児童虐待を認定した意見書の 類及び附属資料一式	R1. 5. 14	R1. 5. 27	存否応答 拒否		知事(こど も家庭セン ター)	R1. 6. 12	R1. 8. 29	R2. 7. 22	原処分妥当	R2. 9. 16	答申どおり (棄却)
1(個) 2	DV及び児童虐待を認定した意見書の 類及び附属資料一式	R1. 5. 13	R1. 5. 27	存否応答 拒否		県警本部長	R1. 6. 12	R1. 8. 29	R2. 7. 22	原処分妥当	R2. 9. 9	答申どおり (棄却)

諮問	対象行政文書名(略称)	開示請求	決定	決定	不開示	実施機関	不服申立		島県情報公民			(不服申立て )決定等)
番号	对家们以入音石(帕彻)	年月日	年月日	内容	理由	<del>大</del>	年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
1(個) 3	広島県がマツダに対し支出している 全ての金額及びその他の文書を私が 請求したことが分かる文書	R1. 5. 10	R1. 5. 24	不存在		知事(総務課)	R1. 7. 29	R1. 10. 7	R2. 2. 12	原処分妥当	R2. 6. 12	答申どおり (棄却)
1(個) 4	特定の災害による被害者の発見場所 等	Н31. 3. 29	Н31. 4. 8	不存在		知事(地域 支え合い担 当)	R1. 7. 8	R1. 10. 21	R2. 10. 7	原処分妥当	R3. 6. 23	答申どおり (棄却)
1(個) 5	特定の災害による被害者の発見場所 等	Н31. 3. 29	Н31. 4. 8	不存在		知事(東部 厚生環境事 務所福山支 所)	R1. 7. 8	R1. 10. 21	R2. 10. 7	原処分妥当		
1(個) 6	特定期間における広島県医療安全支 援センターの相談記録	Н31. 3. 29	Н31. 4. 11	部分開示	第2号 第3号	知事 (医務課)	Н31. 4. 25	R2. 1. 31	R2. 12. 4	原処分妥当	R3. 3. 31	答申どおり (棄却)
2(個) 1	特定日の警察署通信室処理票	R1. 9. 9	R1. 10. 4	不訂正		県警本部長	R1. 12. 27	R2. 4. 1	R2. 12. 22	原処分妥当	R3. 2. 3	答申どおり (棄却)

## (イ) 令和2年度中に新たに広島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問があったもの(3件)

諮問 番号	対象行政文書名(略称)	開示請求 年月日	決定 年月日	決定 内容	不開示理由	実施機関	不服申立 年月日		島県情報公  、情報保護審	<b>査会</b>	実施機関	(不服申立て (決定等) 決定等
								年月日	年月日	答申内容	年月日	内容
2(個) 1 (再掲)	特定日の警察署通信室処理票	R1. 9. 9	R1. 10. 4	不訂正		県警察本部	R1. 12. 27	R2. 4. 1	R2. 12. 22	原処分妥当	R3. 2. 3	答申どおり (棄却)
2(個)	特道・いの・違さ断手的る・か反き・で・り等項・民機・制力を対して、大名 大変 といって、大名 大変 といった。 という は、大名 大変 は、大変 は、大変 は、大変 は、大変 は、大変 は、大変 は、大変 は	R2. 1. 6	R2. 2. 5	部分開示不存在	第35号第7	県警察本部	R2. 2. 19	R2. 7. 8	R3. 7. 26	原処分妥当		

諮問	対象行政文書名(略称)	開示請求	決定	決定	不開示	実施機関	不服申立		島県情報公園 、情報保護審		実施機関(	(不服申立て 決定等)
番号	对家们以又盲句(咱彻)		理由	<b>关</b>	年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容		
2(個) 3	特定日に警察がビデオカメラで私を 撮影した映像及び撮影を指示した事 が分かる文書		R2. 8. 7	不存在		県警察本部	R2. 8. 11	R2. 12. 23				

(ウ) 令和2年度中に審査請求の取下げがあったもの(0件)

	的問	対象行政文書名(略称)	開示請求	決定	決定	不開示	実施機関	不服申立		島県情報公 人情報保護審			(不服申立て 決定等)
番	号	<b>刈</b> 家门以入盲石(哘仰)	年月日	年月日	内容	理由	<del>大</del>	年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答申内容	決定等 年月日	決定等 内容
						該当な	:L						